

## 9 月 農 地 部 会 議 事 録

と き 平成 28 年 9 月 9 日 (金) 午後 1 時 30 分

と ころ 八戸市南郷公民館 大ホール

### 出席した委員

1 番 馬場豊、2 番 寺沢和則、3 番 和泉俊雄、4 番 中村正記、5 番 山内光興、

6 番 大久保秀幸、7 番 高橋勝男、8 番 木村武美、9 番 森園秀一、10 番 田名部和義、

11 番 古舘傳之助、12 番 田中忠二、14 番 小笠原萬三、15 番 鳥喰一郎、16 番 釜石幸史朗、

17 番 林善嗣、18 番 下舘敏、19 番 籠田悦子

### 欠席した委員

13 番 堰端治

### 職務のため出席した職員

事務局長 上村智貞、事務局次長(農地 G L) 寺沢智幸、農政 G L 村上司

技査 菊谷武夫、主事 田中野

部会長

只今から農地部会を開会致します。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立致します。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております議事日程により、議事を進めます。なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願い致します。

日程第1

日程第1、議事録署名者の指名を行います。

部会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名致したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名致します。

議事録署名者に、14番 小笠原萬三委員、15番 鳥喰一郎委員、両氏を指名致します。

日程第2

次に、日程第2、議案第37号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題と致します。

部会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

山内委員

はい。

部会長

山内委員。

山内委員

3条関係は、山内から報告いたします。8月30日の予定でしたけれども、台風の影響があるということで31日に調査してまいりました。

3条29番

それでは、29番からご報告申し上げます。受人、渡人、土地の所在、地目、面積は資料1ページに記載のとおりでございます。

調査には、受人、渡人ともに本人が出席しております。態様別といたしましては、売買でございます。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は規模縮小でございます。申請地の貸付はありません。申請地における受人の作付計画は、大豆・花ということでございます。受人は65歳以上ということで、後継者のことをお聞きしましたら、46歳の息子さんがいらっしゃって手伝ってもらっているということでございます。過去3年間における農地の取得・売却事例はございません。通作距離0.5km。耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。農業経験50年。地域農業への影響はなし。年金、税猶予等の状況は全部ありません。受人の労働力ですが、世帯員は女1人で、うち農業専従者は女1人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター、トラック、田植機、コンバイン各1台を渡人

の方から借りて使用するそうです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと思いません。

3条 30 番

次は、30 番ですけれども、受人、渡人、土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。受人、渡人ともに、代理人が出席しました。両者の関係は、姉弟ということでございます。態様別は、贈与でございます。申請理由は、渡人は離農のため、受人は規模拡大。これは相続で、お姉さんがもっているんですけども、遠方にいるため出来ないということで、弟さんに贈与したいということでございます。申請地の貸付はありません。申請地における受人の作付計画は、水稻でございます。過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は自宅から2km。農業経験30年。耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。地域農業への影響はなし。年金、税猶予等はありません。受人の労働力ですが、世帯員は男3人、女2人、うち農業専従者は男1人、兼業者は男1人、女1人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター、田植機各1台を親戚から借用して使用するそうです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと思いません。

3条 31 番

次は、31 番ですけれども、受人、渡人、土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。調査には、受人、渡人ともにご本人が出席しております。両者の関係は、知人ということでございます。態様別は、売買でございます。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためでございます。申請地の貸付はなし。申請地における受人の作付計画は、水稻でございます。今現在、田んぼには米が植えられていますけど、その米は今年は、渡人にやるということでしっかり聞いてきました。過去3年間における農地の取得・売却事例はなし。通作距離6km。農業経験2年。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地あり。地域農業への影響はなし。年金、税猶予等は全てなしでございます。受人の労働力ですが、世帯員は男2人、女1人、うち農業専従者は男1人、女1人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター、田植機、コンバイン各1台を親戚から借用して使用するそうです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと思いません。

3条 32 番

32 番ですけれども、受人、渡人、土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。調査には、受人、渡人ともに、代理人が委任状を持って出席しております。両者の関係は、知人ということでございます。態様別は、売買。申請理由は、渡人は労力不足、受人は規模拡大ということでございます。申請地における貸付はなし。申請地における受人の作付計画は、野菜、かぼちゃと聞いてきましたが、それプラス地力をみまして後からハウス関係を進めていきたいという話でありました。過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離6km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地なし。農業経験20年。地域農業への影響はなし。年金、税猶予等の状況は全てなしでござ

います。受人の労働力ですが、世帯員は男5人、女3人、うち農業専従者は男2人、女2人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター2台、噴霧機2台、肥料散布機1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと思いません。以上です。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3  
部会長

次に、日程第3、議案第38号、平成28年度第6号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。それでは、事務局から説明願います。

菊谷技査

事務局の菊谷から、議案第38号「平成28年度第6号八戸市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。資料3ページをご覧ください。

今回の利用権設定件数は賃貸借1件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手1名、貸し手1名で、利用権設定面積は2,968㎡でございます。

借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番

番号1番、利用権の種類及び内容は、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間7,500円でございます。

なお、こちらは公益社団法人あおもり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。

公告年月日は、平成28年9月15日を予定しております。

以上、説明を終わります。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4  
部会長

次に、日程第4、議案第39号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題と致します。

それでは、事務局から説明願います。

菊谷技査

事務局の菊谷から、議案第 39 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」をご説明いたします。資料 5 ページをお開き願います。

今回の利用権設定件数は賃貸借 1 件となっております。

借り手の人数につきましては 1 名で、利用権設定面積は 2,968 m<sup>2</sup>でございます。

左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。

貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている「公益社団法人あおもり農林業支援センター」ですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。

その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

なお、今回の案件は、先程の議案の「農用地利用集積計画」に関連する案件でございます。それでは、議案の説明をいたします。

配分計画 1 番

番号 1 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10 年間賃貸借するもので、賃借料は、10a 当たり年間 7,500 円でございます。借り手の決定理由は、当該地区での借受けを希望する唯一の担い手であり、今後も地域の農地集積が見込まれるためでございます。

については、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見の無い旨、八戸市長に回答します。

日程第 5

部会長

次に、日程第 5、議案第 40 号、農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題と致します。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

中村委員

はい。

部会長

中村委員。

中村委員

中村から報告します。去る 8 月 31 日、山内委員と別館 8 階会議室において、議案

第 40 号の 6 番、7 番を調査して参りましたので報告します。資料 7 ページをお開き願います。今回の案件は、申請人が同一ですので一括して報告します。

4 条 6 番、7 番

申請人の住所、氏名、職業、及び、土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。調査には、代理人が出席しております。番号 6 番、転用目的は、農家住宅 1 棟、物置 3 棟です。番号 7 番、転用目的は、太陽光発電設備施設です。番号 6 番の農家住宅、物置はいずれもすでに建築済みで、顛末書が提出されております。両案件とも他法令との関連は、農用区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区区域外でございます。被害防除措置として、番号 7 番は敷地の周囲にトラロープを設置します。立地条件は、市立桔梗野小学校から南西側約 500m に位置し、田・原野に囲まれており、用排水路があります。耕作道については、番号 6 番は市道に接続し、番号 7 番は申請者の所有地を通り市道に接続します。

農地区分は第 2 種農地で、許可相当と判断した理由は、ほかに代替性がなく、申請地は長年休耕地となっており、標準的な農地と比較して生産性が低いからです。権利調整措置並びに、年金、税猶予等は、すべてなしとなっております。

転用計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。以上で、報告を終わります。

部会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 6  
部会長

次に、日程第 6、議案第 41 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題と致します。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

中村委員

中村から報告します。去る 8 月 31 日、山内委員と別館 8 階会議室において、議案第 41 号の 12 番、13 番を、調査して参りましたので報告します。資料 9 ページをお開き願います。

5 条 12 番

番号 12 番ですが、申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。調査には、受人、渡人ともに本人が出席しました。両者の関係は親子です。態様別は賃貸借。転用目的は資材置場です。実施計画は、平成 28 年 9 月 16 日から平成 28 年 9 月 23 日。資金調達計画は自己資金です。他法令との関連は、農用区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、砂利敷きをし、トラロープを設置します。立地条件は、八戸市立多賀台小学校から東側約 460m に位置し、畑・原野に囲まれております。市で管理している道路に接続しており、用排水路はありません。

農地区分は第 2 種農地で、許可相当と判断した理由は、申請地は水はけの悪い土

地で標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置並びに、税猶予等は、全てなしとなっております。

5条 13番

続きまして、番号 13 番ですが、申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。調査には、受人、渡人ともに代理人が出席しました。両者の関係は親子です。態様別は贈与。転用目的は住宅 1 棟、カーポート 1 棟建築です。実施計画は、平成 28 年 12 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可が必要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。被害防除措置として、浄化槽、浸透マスを設置します。立地条件は、八戸市立明治小学校から北東側約 770m に位置し、畑・田に囲まれております。市で管理している道路に接続しており、用排水路はありません。

農地区分は第 1 種農地ですが、許可相当と判断した理由は、申請地は集落に接続しており、不許可の例外にあたるためです。権利調整措置並びに、税猶予等は、全てなしとなっております。

いずれも事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

部会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第 7  
部会長

次に、日程第 7、報告第 42 号、農地法第 3 条の 3 の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

菊谷技査

事務局の菊谷から、ご報告いたします。

この案件は、相続等届出の 8 月分でございます。資料の 11 ページをお開き願います。権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料 11 ページ番号 77 番から資料 14 ページ番号 87 番までの計 11 件となっており、権利取得事由は資料 12 ページ番号 80 番と 81 番が持分放棄、それ以外につきましては何れも相続でございます。また取得した権利の種類は何れも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、希望なしとなっております。

何れも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

部会長	只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。
	(なしの声あり)
部会長	ご質疑なしと認めます。
日程第 8、日程第 9 部会長	次に、日程第 8、報告第 43 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、及び日程第 9、報告第 44 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。
田中主事	事務局の田中からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の 4 条、5 条届出の 8 月分でございます。 まず 4 条からご報告申し上げます。資料の 15 ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
4 条届出 12 番～13 番	番号 12 番、13 番、転用目的は公衆用道路でございます。
4 条届出 14 番	番号 14 番、転用目的は共同住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
4 条届出 15 番	番号 15 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
4 条届出 16 番	番号 16 番、転用目的は宅地拡張でございます。 続いて、5 条につきましてご報告申し上げます。17 ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5 条届出 136 番～138 番	番号 136 番、137 番、138 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5 条届出 139 番	番号 139 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5 条届出 140 番	番号 140 番、転用目的は住宅 2 棟建築でございます。
5 条届出 141 番	番号 141 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをご覧ください。
5 条届出 142 番～144 番	番号 142 番、143 番、144 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5 条届出 145 番	番号 145 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5 条届出 146 番	番号 146 番、転用目的は宅地拡張でございます。
5 条届出 147 番	番号 147 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。 次ページをご覧ください。
5 条届出 148 番	番号 148 番、転用目的はデイサービスセンター 1 棟建築でございます。
5 条届出 149 番	番号 149 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
5 条届出 150 番	番号 150 番、転用目的は共同住宅 1 棟建築でございます。 次ページをお開き願います。



5条届出151番～152番 5条届出153番	番号151番、152番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。 番号153番、転用目的は道路でございます。 次ページをご覧ください。
5条届出154番～156番	番号154番、155番、156番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
部会長	只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。
田名部委員	はい。
部会長	田名部委員。
田名部委員	15ページの12番、13番、公衆用道路になっているんですが、これは公道とつながっている公衆用道路の意味でのイメージでよろしいのでしょうか。加えて、市道に移管する性格のものでしょうか。
部会長	調査のため、日程第8、報告第43号及び、日程第9、報告第44号は一時保留といたします。
日程第10	次に、日程第10、報告第45号、農地転用の制限の例外該当届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。
田中主事	事務局の田中からご報告いたします。資料の25ページをご覧ください。 この案件は、農地転用の制限の例外該当届出の8月分でございます。 まず農地転用の制限の例外該当届でございますが、農地法第4条第1項第8号及び同法施行規則第29条に規定されているものでございます。具体的には農地の保全のための用排水路や、農業用倉庫等の農業上の施設用地として、200㎡未満を転用する場合、届出をすれば転用許可が不要となるものでございます。 申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
例外該当届出5番	番号5番、転用目的は、農業用倉庫1棟建築でございます。 申請内容、書類ともに適正であり、届出を受理しております。 以上、報告を終わります。
部会長	只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。 (なしの声あり)
部会長	ご質疑なしと認めます。
日程第8、日程第9	先ほど、保留としていた日程第8、報告第43号及び、日程第9、報告第44号に

部会長

ついて、事務局より報告願います。

菊谷技査

事務局の菊谷からお答えします。資料を確認しましたところ、特定の方が使うための道路となっておりましたので、通路に修正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

部会長

資料の 15 ページ、番号 12 番、13 番、転用目的が公衆用道路と記載されておりますが、そちらを通路に訂正させていただきます。訂正方よろしくお願いいたします。そのほか質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。

部会長

以上をもちまして、本日の議案の審査は全て終了致しましたので、農地部会を閉会致します。

(閉会 14 時 05 分)